

平成27年度
長野県子ども支援センター
長野県子ども支援委員会
活動報告

長野県

はじめに

平成 27 年 4 月 1 日に、長野県県民文化部こども・家庭課に設置された「長野県子ども支援センター」及び「長野県子ども支援委員会」の平成 27 年度の活動状況を取りまとめました。

「子ども支援センター」及び「子ども支援委員会」は、平成 26 年 7 月に制定された「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（子ども支援条例）」に基づいて設置されました。

この「子ども支援条例」では、その前文において「子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要」としており、条文では、県は子どもに関する問題についての相談体制の充実を図ること、また、子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため「子ども支援委員会」を設置することが規定されています。

そうした趣旨を踏まえ、この 1 年間「子ども支援センター」が取り組んだ主な活動が 3 つあります。

1 つ目は、子どもの総合相談窓口としての取組です。月曜日から土曜日（祝日等は除く。）の午前 10 時から午後 6 時まで電話やメールにより、1 年間で延べ 1,286 件の相談を受け付けました。無料ダイヤルの設定や県内の小学校 4 年生から高校 3 年生まで全員を対象にカード型や紙定規状の啓発グッズを配付したことなどにより、約 7 割が子ども自身からの相談でした。

2 つ目は、いじめ、体罰等の人権侵害から子どもを救済する「子ども支援委員会」の事務局としての活動です。昨年度は、救済の申出はありませんでしたが、6 回の委員会が開催され、法律、福祉、医療等の専門家 5 名の委員により、センターに寄せられた相談内容やセンターの運営などについて議論を重ねました。

3 つ目は、県内の子ども支援の相談機関等との連携や研修などの取組です。子ども支援センターに寄せられた相談のうち必要なものについては、児童相談所や市町村と情報共有しながら対応にあたり、特に県教育委員会に設置されている「学校生活相談センター」とは十分に連携し情報共有等に努めたところです。また、子どもの相談を行っている者等を対象に、子どもとインターネットの現状や発達障がいなどをテーマとした研修会を開催し、合わせて情報交換等を行いました。今後は、子どもの支援機能の強化のため研修等の充実や各機関をつなぐハブ的な役割を果たすように引き続き取り組んでいきたいと考えています。

この 1 年間の取組状況を整理し、活動の振り返りを行うことで、条例前文に記された「全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、のびのびと育つ地域社会」の実現を目指して、長野県の子どもにとって、また、子どもを支援する人たちにとって、より信頼されるセンターになるよう取組を充実させてまいります。

長野県子ども支援センター所長（こども・家庭課長）

子ども支援センター・子ども支援委員会の1年を振り返って

「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が平成27年4月1日に施行され、いじめや体罰などによる人権侵害を受けた子どもを救済する目的で、子ども支援委員会が設置されました。委員は、弁護士、児童福祉分野で豊かな経験のある者、臨床心理士、子どもの心身に健康な成長を願う親の会の代表、児童精神科医の5名で構成されました。

条例には、「全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する」と謳われています。委員は皆、それぞれの分野で多くの「夢や希望が持てないでいる」不遇な子どもたちに出会い、何とか希望が持てるようにと支援してきた者ばかりです。初年度は正式な救済申し出はありませんでしたので、電話相談の事例への対応や電話相談のあり方、他の相談機関との連携のあり方などが主な議題でしたが、常に、子どもの人権を第一に考えた、また、その子にとって何が最善かということを真摯に考えた意見が出され、熱心な討議が行われました。加害者に対しても処罰や指導という方法を安易に考えるのではなく、加害するに至った加害者自身の問題をケアすべきだという意見が出され、支援される者は両側にいることが共有されました。

子ども支援センターの「子どもの総合相談窓口」の開設の目的は、人権が侵害されていてもそのことに気づいていなかったり、どこにも相談できなかつたりしている子どもを救い上げることです。そのために子どもたちが相談しやすいような対応や手段が必要です。昨年度1年間の相談件数は1,286件で、そのうち849件が児童本人からだったということは、子どもが相談しやすいという課題は達成されたようです。一見平易な内容の相談の陰に深刻な問題が潜んでいることもあり、相談員には、早急に救済が必要かどうかを嗅ぎ取って支援に繋げる機転と行動力、また、相談を継続してもらって問題を十分聞き取るようにする力が求められます。この点が傾聴を基本とする他の相談窓口と異なるところです。相談員の方には大変な努力と苦勞をいただいていると思います。この技術を高める一助として相談員も子ども支援委員会に出席していただき、私たち委員と力を合わせられるように、議論し連携を深めてまいりました。この中で、お互いに学びあうことが沢山あったように思います。

初年度はこのように子ども支援センターの基礎固めが主な作業でしたが、この土壌の上で、虐げられたり、傷つけられたりした子どもたちが「夢と希望」を持てるように、子ども支援センター及び関係機関の方々と力を合わせていきたいと思えます。

子ども支援委員会会長 木村 宜子

長野県子ども支援センター・長野県子ども支援委員会活動報告 目次

1	子ども支援センターの概要	1
	(1) 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と子ども支援センター	
	(2) 相談体制	
	(3) 相談以外の機能	
	(4) 広報活動	
2	子ども支援センターの相談受付状況	5
	(1) 平成 27 年度中の電話・メール相談の状況	
	(2) 週別相談受付状況	
	(3) 相談者別	
	(4) 相談内容別	
	(5) 面接相談の状況	
	(6) 関係機関との連携	
3	相談窓口担当者研修会・連絡会の開催	8
	(1) 子ども相談窓口の相談員研修会の開催状況	
	(2) 子どもの相談機関等連絡・連携会議の開催状況	
4	長野県子ども支援委員会	10
	(1) 委員会の設置	
	(2) 委員会の体制	
	(3) 委員会の職務	
	(4) 委員会の開催状況	
○	コラム ～ 子ども支援委員会 委員から ～	12
	【資料】	18
	・長野県の未来を担う子どもを支援する条例（平成 26 年条例第 32 号）	
	・長野県の未来を担う子どもを支援する条例施行規則（平成 27 年規則第 22 号）	

1 子ども支援センターの概要

(1) 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と子ども支援センター

昨今の子どもたちの現状を見ると、学校等におけるいじめに係る問題、虐待相談件数の増加等に加えて、子どもたちが暮らす地域社会においては、人間関係の希薄化や経済的格差の拡大等、その環境は複雑・困難化しています。

平成 23 年に行われた長野県子どもアンケート調査では、長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、子どもの約 1 割はいじめ、体罰、虐待、不登校等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたち、また自己肯定感の低い子どもたちの存在が分かりました。

様々な問題を抱え、悩み苦しむ子どもたちを支援するために、

○子どもたちそれぞれの状況に応じて様々な支援につながるような相談・救済の仕組みづくりを進める。

○子どもたちを支援するのはもちろんのこと、保護者、保育士、教職員をはじめ子どもの育ちにかかわる人たちも支援する取組を行う。

このような考えに立って、長野県では、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成 26 年 7 月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例では子どもへの支援等に関する基本理念のほか、基本的施策として子どもに関する各般の相談ができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実が定められており、これに基づいて県は子ども支援センターを平成 27 年 4 月に開設しました。

子ども支援センターは、長野県県民文化部こども・家庭課内に設置されています。

(2) 相談体制

子どもや保護者等から広く子どもに関する相談を受ける中から、いじめ、虐待等の人権侵害に直面しているこどもからの SOS を受け止め、問題解決に結びつけることが子ども支援センターの大きな目的です。相談を積み重ねる中で、頼れる相談先として、子どもたちに気軽に何度でも電話してもらえそうな相談窓口を目指しています。

相談窓口

- ・開設日時：月曜～土曜日（日曜・祝日及び年末年始を除く） 午前 10 時～午後 6 時
- ・相談方法：電話、メール、ファックス、手紙での相談
面接相談（月～金 予約制） 面接の場所 長野市 県庁こども・家庭課
- ・子ども用無料相談電話：0800-800-8035
- ・大人用相談電話：026-225-9330
- ・メール相談：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
- ・ファックスで相談：026-235-7390
- ・相談を受ける職員：専任の電話相談員のほか、教育分野、児童福祉分野で相談経験のある職員が交代で相談を受けています。

(3) 相談以外の機能

条例に定められた子ども支援委員会の事務局機能を担うほか、県下で子どもに関する相談、支援を行っている自治体や民間団体の連携が図られるよう研修会、連絡会を開催しています。

(4) 広報活動

平成 27 年 4 月に、相談の電話番号やメールアドレス等を記載した名刺大のカードと子ども支援センター及び子ども支援委員会の機能について説明したチラシを、県内の小学校 4 年生から高校 3 年生までの全員に学校を通じて配付（約 188,800 部）しました。

同時に市町村、児童相談所等の県関係機関、県下の子どもに関しての N P O 等相談窓口にもカードとチラシを送付しました。

平成 27 年 9 月には、県下の児童館、図書館等にカードとチラシを送付し、配架の依頼をしました（約 2,200 部）。

さらに 12 月には、名刺大カードを改訂した「紙定規」を、県内の小学校 4 年生から高校 3 年生まで全員に学校を通じて配付しました（約 188,800 部）。

また、平成 27 年 5 月には、FM長野の番組で、職員が子ども支援センターの紹介をしました。

4 月配付のカード

〈表〉



〈裏〉



12 月配付の定規型カード

〈表〉



〈裏〉



ながのけん ^こ ^{しえん}
長野県子ども支援センターは
 みんなの相談を待っています

こま づらい
 困ったこと、つらいことで
 なや 悩んでいるあなたへ

とも けいぞく
 友だちのこと、家族のこと、どんなことでも
 なや 悩んだときは、話を聞かせてください
 ひみつ かくら まち
 秘密は必ず守ります



そうだん
相談してみよう



でんわ そうだん
電話で相談する



こ せんよう おりよう
子ども専用ダイヤル(無料) 0800-800-8035
 おとなよう
大人用 026-225-9330

そうだん ようび じかん
相談できる曜日と時間

げつ ど せいぶん じこ びつ せきつ ねんまつねんし やす
 月～土 午前 10:00～午後 6:00 (日曜日・祝日・年末年始は休み)

メールで相談する



メールアドレス

kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

※お返事には、時間がかかることがあります。



あ 会って相談する



ば しょ ながのし おおあざみなながのあざはした
場 所 長野市大字南長野字幅下 692-2

けんちよう かにいが
県庁子ども・家庭課

※会って相談する場合は、月曜日から金曜日になります。(予約制)

- ^こ 子どもだけでなく、^{おとな} 大人も相談できます
- ^{どようび} 土曜日にも相談できます



長野県PRキャラクター「アルコム」
 ©長野県アルコム

長野県は子ども支援に取り組みます!

長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、いじめ、体罰等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたちも存在します。

長野県は、このような子どもたちの相談・救済に主眼を置きつつ、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、子どもの様々な相談に応じる「長野県子ども支援センター」といじめ、体罰等による人権侵害から子どもを救済する「長野県子ども支援委員会」を平成27年4月に設置しました。



©長野県アルファ

長野県子ども支援センターとは

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。

子ども自身だけでなく、保護者などの大人からの相談も受けます。

なお、いじめや体罰といった子どもの人権侵害に関する相談で、解決が難しい案件については、長野県子ども支援委員会に申出することができます。

長野県子ども支援委員会とは

いじめ、体罰等による人権侵害に悩む子どもや保護者からの申出を受け、公平・中立な立場で調査・審議する機関です。

子ども支援委員会は、人権侵害に悩む子どもの最善の利益を実現するために必要な支援を行います。

長野県子ども支援センター

長野県県民文化部こども・家庭課内

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-225-9330 ✉kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

2 子ども支援センターの相談受付状況

(1) 平成27年度中の電話・メール相談の状況

平成28年3月31日 累計

相談者の区分	児童性別	相談内容									小計	合計 (メール・内数)	相談者別 %		
		いじめ	体罰	虐待	一般相談									子育て (養育不安、家庭環境等)	
					不登校	学校関係	交友関係	思春期	家族	その他					
児童本人	幼児	男											0	-	
		女											(0)		
		不明													
	小学低	男						1				1	2	0.8%	
		女	3					1		4			8		
		不明													
	小学高	男	6		1		4	7			4	17	39	8.9%	
		女	11		1		13	30	1	16	4		76		
		不明													
	中学	男	5			1	7	5	5	5	2		30	11.0%	
		女	4		3	2	16	37	7	19	20		108		
		不明					2	2					4		
	高校	男	2		1	1	13	15	15	3	11		61	10.2%	
		女	1		1	1	14	14	5	8	8		52		
不明					1	4	4	4	1	4		18			
不明	男	8				17	32	12	12	180		261	35.1%		
	女	1				14	53	8	8	34		118			
	不明	5			1	13	5	4	3	41		72			
小計	男	21		2	2	41	60	32	24	211		393	66.0%		
	女	20		5	3	58	138	21	51	66		362			
	不明	5			2	19	11	8	4	45		94			
	計	46	0	7	7	118	209	61	79	322		849			
家族	父	男				1	4			1	3	9	1.8%		
		女	1			1			1	1	1	5			
		不明				3	6				1	10			
	母	男	5		1	6	24	4	2	4	16	47	109	24.0%	
		女	5			8	31	6	1	3	63	38	155		
		不明	5			4	12			1	12	10	44		
	その他	男	1			1	2				2	1	11	2.2%	
		女	2				1	1			4	4	12		
		不明	1			1						3	5		
	小計	男	6		1	8	30	4	2	6	18	54	129	27.9%	
		女	8			9	32	7	1	8	64	43	172		
		不明	6			8	18			1	13	13	59		
計		20	0	1	25	80	11	3	15	95	110	360			
関係者等	施設	男											0	-	
		女													(0)
		不明													
	学校	男									1		1	0.1%	
		女											(0)		
		不明													
	その他	男	2		3		4			1	4	5	19	5.9%	
		女	1		1	2	2	3	1	3	6	1	20		
		不明			1		2	1		1	32		37		
	小計	男	2		3		4			1	5	5	20	6.0%	
女		1		1	2	2	3	1	3	6	1	20			
不明				1		2	1		1	32		37			
計		3	0	5	2	8	4	1	5	43	6	77			
合計	男	29		6	10	75	64	34	31	234	59	542	100.0%		
	女	29		6	14	92	148	23	62	136	44	554			
	不明	11		1	10	39	12	8	6	90	13	190			
	計	69	0	13	34	206	224	65	99	460	116	1,286			
内容別%		5.4%	-	1.0%	2.6%	16.0%	17.4%	5.1%	7.7%	35.8%	9.0%	100.0%			
無言電話												281	(※) 17.9%		
総合計												1,567			

(注) メール相談累計 198件(人)

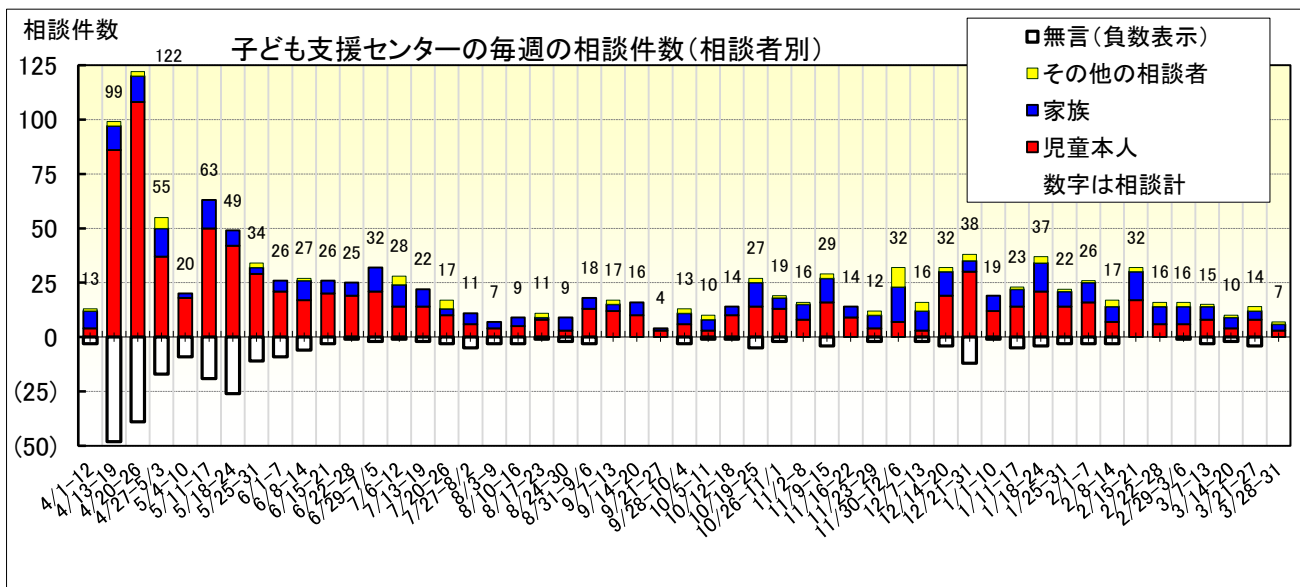
(※) 総合計に対する無言電話の割合

電話・メール等を受けた総件数は1,567件で、そのうち無言等で会話ができなかったものが281件ありました。会話が成立したものは1,286件でした。

メールでの相談は198件ありました。

なお、電話相談は、電話のつど1件を計上し、メール相談は同一のアドレスからであれば何回かやり取りがあっても、同じ主訴の相談を続けている間は1件として計上しています。

(2) 週別相談受付状況



子どもの相談者を年代別に見ると、年代不明が半数以上になっています。

メール等では、子どもたちが伝えない限り年代が判別できない場合が多いためです。年代が判明している内では、中学生が 142 人（子どもの相談の 16.7%）、高校生が 131 人（同 15.4%）、小学校高学年が 113 人（同 13.5%）となっています。

家族等からの相談の内では、母からの相談が 85.6%と最も多く、祖父母等の親族（7.8%）、父（6.7%）の順となっています。

（４）相談内容別

①基本の分類による集計から

相談内容では、「交友関係」（友だちとの仲たがい・仲直り、グループへの所属など）が 224 件（17.4%）と最も多く、「学校関係」（教師の言動、部活、進路等）が 206 件（16.0%）と続いています。

いじめや交友関係の相談は学校におけるものがほとんどであり、不登校を含めて学校に関連する悩みの相談が多いことが分かります。

「その他」相談が 460 件と、数としては最も多い状況ですが、ここには、ネットトラブルに関する相談、健康の相談、いたずら的な相談、話し相手を求めるもの等が含まれます。

たとえいたずらと思われる相談でも、子どもたちの本音を感じられるものもあり、1 件 1 件丁寧に聴くように努めています。

②別の分類による集計から

相談の内容は多岐に渡り、複合的な内容の相談も珍しくありません。集計上相談内容（主訴）は 1 種類だけで計上していますが、相談の状況をより詳しく検討するために、基本の集計表にはない下記の分類で拾い上げて集計し、件数をまとめました。

（重複の計上あり。実件数）

相談内容	相談の概要	件数
メディアに関するトラブルの相談※	インターネット、ソーシャルメディア（ラインやツイッター等）でのトラブルや詐欺被害を受ける恐れ。携帯ゲーム等でのトラブルに関する相談等	19
性に関する相談※	成長途上の身体の悩みの相談等	26
家庭の経済状況に係る相談	保護者等からの相談が多い。子どもからは自分の進学や、アルバイトに関しての相談等	15
家族の健康についての相談	祖父母の介護の心配、両親の健康を気遣う相談等	9

※ 今の子どもたちにソーシャルメディアは欠かせないものになっており、基本の集計分類である「交友関係」と分け難いものもあります。また、性の被害に結びつきそうな恐れのある相談もメディアとの関連が深くなっています。

(5) 面接相談の状況

子どもとの直接の面接に結びついた事案は2件であり、子どもとその家族、関係者との面接は延べ16回でした。面接に結びついたのは、子ども、保護者ともに解決への願いや危機感を強く持っていた事案でした。

(6) 関係機関との連携

電話やメールで相談を受け、相談者の了承が得られた事案に関しては、子ども支援センターが県教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携し、各機関のとりうる対応をしていただく等、子どもや家族が相談で求めてきた解決に結びつけるようにしています。適切な支援の可能な関係機関につなぐことも、子ども支援センターの重要な役割となっています。関係機関と連携した件数は下表のとおりです。

関係機関と連携した事案数（連携先に重複あり）

機関名	知事部局他課	児童相談所	県教育委員会	警察	市町村	学校	合計
事案数	1	16	37	2	5	2	63

3 相談窓口担当者研修会・連絡会の開催

1の(3)で述べたように子ども支援センターでは子どもに関する相談・支援を行っている民間団体や市町村等の連携を図るべく、研修会・連絡会を実施しました。概要は下記のとおりです。

(1) 子ども相談窓口の相談員研修会の開催状況

第1回 開催日 平成27年7月16日(木)

参加者 50名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

研修内容 講演Ⅰ「ネット詐欺の現状と課題について」

講師 長野県中信消費生活センター 所長 竹淵 哲雄 氏

講演Ⅱ「ネットいじめの現状と課題について」

講師 一般社団法人 セーフティネット総合研究所 専務理事 南澤 信之 氏

第2回 開催日 平成27年11月30日(月)

参加者 60名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の保育士、保健師等)

研修内容 講演「発達障がい児(者)の抱える悩みと理解」

講師 佐久総合病院 小児科 児童精神科医(長野県子ども支援委員会会長)
木村 宜子 氏

第3回 開催日 平成28年3月8日(火)

参加者 69名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

研修内容 講演「心身の健康問題への対応～養護教諭が行う健康相談を中心として～」

講師 県教育委員会事務局 保健厚生課 指導主事 中村 まゆみ 氏

(2) 子どもの相談機関等連絡・連携会議の開催状況

第1回 開催日 平成27年7月16日(木)

参加者 50名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

会議内容 事例研究(グループ別討議、全体発表)

第2回 開催日 平成27年11月30日(月)

参加者 32名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

会議内容 ①各相談機関の相談状況等について報告

- ・長野市 こども相談室の相談実績について
- ・岡谷市 健康福祉部子ども課 家庭児童相談の状況
- ・岡谷市教育委員会 子ども総合相談センターの概要と相談状況
- ・飯山市教育委員会 家庭児童相談室の相談状況
- ・松本市 こどもの権利相談室「こころの鈴」の概要と相談状況

②各相談機関の相談実例とその対応について

第3回 開催日 平成28年3月8日(火)

参加者 60名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

会議内容 傾聴技法の習得～理論と実習～

講師 長野県チャイルドライン推進協議会 事務局長 宮澤 節子 氏

4 長野県子ども支援委員会

(1) 委員会の設置

「長野県の未来を担う子どもを支援に関する条例」の第18条第1項では、「いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、若しくは受けている子どもや保護者は長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる」とされています。第19条では、「子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会を設置する」とされており、条例に基づいて平成27年4月に長野県子ども支援委員会を設置しました。

子ども支援委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による県の附属機関となります。

(2) 委員会の体制

委員5名（任期2年、教育・福祉・法律等の分野における専門家）

特別委員（特別の事項を調査審議するため必要があるときに置く。）

〈委員名簿〉

	分野	氏名	所属等
会長	医療	木村 宜子	佐久総合病院 児童精神科医
副会長	法律	中嶋 慎治	中嶋慎治法律事務所 弁護士
委員	福祉	鎌 妙子	元長野県松本児童相談所長
委員	教育	佐々木 尚子	栗田病院 臨床心理士 スクールカウンセラー
委員	民間活動	野見山 ナオミ	子どもの心身共に健康な成長を願う親の会 代表

(3) 委員会の職務

①人権侵害に係る救済申出のあった事案に対する調査審議（知事又は教育委員会に勧告）

②知事の諮問による子どもの人権侵害に関する事項の調査審議

③その他、子ども支援センターの相談業務、運営等に関する助言

条例第18条第5項では、「委員会は、子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し次に掲げる事項について勧告することができる」と規定されています。

①子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

②県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

(4) 委員会の開催状況

相談事案や子ども支援センターの運営に関する審議を行うため、計6回開催しました。

その状況は下記のとおりです。なお、救済の申し出に基づく審議はありませんでした。

第1回 開催日 平成27年4月27日（月）

会議事項

- ・長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例について

- ・子ども支援委員会について
- ・子ども支援センターについて
- ・長野県いじめ防止対策推進条例、学校生活相談センターについて
- ・事案協議（性被害の事案について）

第2回 開催日 平成27年6月10日（水）

会議事項

- ・子ども支援センターの相談状況について
- ・学校生活相談センターとの連携について
- ・事案協議（性被害の事案について）
- ・虐待相談への対応状況について

第3回 開催日 平成27年8月24日（月）

会議事項

- ・子ども支援センター及び学校生活相談センターの相談状況について
- ・事案協議（いじめの事案について）
- ・ネット関連相談への対応状況について

第4回 開催日 平成27年10月26日（月）

会議事項

- ・子ども支援センター及び学校生活相談センターの相談状況について
- ・事案協議（性に関わる相談事案について）
- ・子どもを性被害から守るための条例のモデルについて

第5回 開催日 平成28年1月13日（水）

会議事項

- ・子ども支援センター及び学校生活相談センターの相談状況について
- ・子ども相談窓口の相談員研修会及び子どもの相談機関等連絡・連携会議について
- ・事案協議（学校に関わる相談事案について）
- ・子ども支援センターの相談体制について
- ・子どもの貧困対策について

第6回 開催日 平成28年3月28日（月）

会議事項

- ・子ども支援センター及び学校生活相談センターの相談状況について
- ・子ども支援センターの運営要領について
- ・子ども支援センターの活動報告書について

コラム ～子ども支援委員会 委員から～

子ども支援センター

委員 中嶋 慎治

子ども支援センターの相談窓口が設置されて1年が経ちました。その間、センターには1200件余りの電話・メール相談が寄せられ、その内の約66%が、子ども本人からの相談でした。

子ども本人からの相談が多いということをととても嬉しく思います。多くの子どもたちにセンターが周知され、「ここに話してみよう」と思ってもらえたこと、それだけで、センターができたことの意義を感じます。

相談が多いということは、それだけ多くの子どもたちが悩みや不安を抱えているということでもあります。もちろん、相談の中には、単に話を聞いてもらいたいだけというようなものや、悪ふざけに近いようなものもあります。しかし、それらを含め、全ての相談に対して、センターが同じように丁寧に対応しなければ、子どもたちの信頼を勝ち得ることはできません。

子どもの話の表層的な部分だけで、即断することもできません。もしかしたら背後に重大な問題が潜んでいるかもしれません。センターがそれに気付かず、勇気を振り絞って連絡してきた子どもを突き放すような結果になってしまうようなことは、絶対にあってはならないことです。常にそのような意識を持って話を聞く必要があるとともに、子どもが自ら話をしたいと思うようになるまでの、信頼関係の構築が不可欠です。

大事なものは、これからもずっと、子どもたちが、「ここに話してみよう」と思ってくれることです。深刻な問題も、そうでない問題も、また、誰にも相談できない子どもにとっても、そうでない子どもにとっても、「安心して、気軽に話をできる」「いざというときに頼りになる」、センターがそんな相談窓口になることを切に願います。

もっとも、このような相談窓口を作ることは、決して容易なことではありません。どんな内容であっても、子どもの声に耳を傾け、話をじっくりと聞いて、子どもの真意や問題の本質を探っていく姿勢が求められます。また、子ども自身が、現実には直面している問題の解決やその手助けを求めている場合には、傾聴・共感だけで終わることなく、センターが、子どもに寄り添いながら、自らあるいは関係機関を通じて具体的な調整や救済の活動を行い、問題の解決へ向けた道筋をつけていくことも求められます。子ども支援委員会に対する救済申出とは別に、センターがこの事実上の調整・救済機能をどれだけ発揮できるかが、この制度の肝だと感じています。

この1年、センターと子ども支援委員会は、相談窓口のあるべき対応や体制について、意見を交わし、検討を重ねてきました。センターに何ができるのか、どこまですべきか、様々な意見があります。子どもにとって何が最善かという観点で考える以上、現実的な

落としどころを探ったり、妥協するような事柄ではそもそもないと思います。試行錯誤を重ね、少しずつ理想に近づいていくことを期待しています。

センターは、平成26年6月に成立した、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に基づき設置されました。この条例の前文には、次のような一文があります。

“子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。”

子どもは本来的に、自分自身で成長発達していく意欲と力を持っています。大人の役割は、そのような子どもの主体性を認め、その成長発達を側面から支え、見守っていくことだと思います。相談業務においても、子どもがその問題をどうしたいかという意思を尊重し、子どもが自分の力で解決していけるよう、子どもを勇気づけ、側面からサポートしていくという視点が重要だと思います。

他方、子どもが自分の力ではどうすることもできない問題を抱えている場合、例えば、いじめや虐待などに遭っているような場合には、一刻も早く大人が手を差し伸べて、子どもを救い出す必要があります。相談窓口として、そのような子どもが勇気を出して連絡してきたその時を見逃さないことが、何より大事だと思います。

子どもの力を信じ、子どもの声を聴き、子どもと一緒に問題の解決方法を考え、必要な支援を行っていく。長野県内の子どもに関する総合相談窓口として、センターの役割はとても重要であると思います。センターがその役割を十分に果たせるよう、今後とも皆様の応援とご協力をお願いします。

思うこと

委員 鎌 妙子

私の家から、地域の小学校の通学路が良く見えます。朝はみんな足早に学校に向かっていきます。下校の様子は、三々五々道草をしたり、時にケンカをしたりしながら帰っていく姿が見られます。その様子は、ランドセルや服装は大分違っているけれど、数十年前の子ども達とそう違っている訳でもありません。

私が小学生時代を過ごした昭和 30 年代頃、勿論ゲームもスマホもなく今から思うと殆どの物がなかったけれど足りない物もなかったような気がします。

最近、緊急の課題として「子どもの貧困」が取り上げられています。物が有り余っているとされる中で、食べる物に事欠く、また学ぶことを続けられない子ども達がいるという事実は、私には衝撃でした。

私達は、子ども達の窮状に目をつぶって見過ごしてきてしまったのでしょうか。私は仕事で児童福祉に長く携わってきましたが、仕事を離れてどれだけ子ども達を気遣って生活していたのだろうかと振り返ります。

子どもは、誰かがいつも気にかけている、見守っていることで安心して生活し育っていくと言われてしています。

私達大人は、日々の生活の中で身近な子ども達を気にかけて、子ども達の声に耳を貸す余裕を持って暮らしているのでしょうか。

困ったことがあった時に子どもはどうするでしょう。

困った時、そばの誰かの力を借りることができることも子どもの力です。それには、助けを求めたら力をかしてもらえる経験が大切です。困った時は、誰かが力を貸してくれる、一緒に考えてくれる。私達もそうして助けられて大人になってきました。

私達は子ども達の声に、心に寄り添うことが必要です。

4 月は、ランドセルに黄色の交通安全のカバーを付けた新一年生が楽しそうに帰ってきます。子ども達が、子どもらしく無邪気でいられる時期はそう長くはありません。楽しく幸せな日々であってほしいと願っています。

最後に

喜多明人さんは、著書「子どもの権利 次世代につなぐ」の中で、2001 年に川崎市で「子どもの権利に関する条例」が制定されたことを受けて発行された市の広報誌の中に「子どもたちからのメッセージ」があり、「おとなが幸せでいてください」との見出しがついた文章があると、紹介しています。心に残りました。

未来を担う子どもの最善の利益と幸せを守る大人たちも、心豊かに幸せでありたいものと思います。

子どもの権利という難しいけれど大切なものを常に心にとめて、子ども達の近くにありたいと願っています。

『子どもの声を聴く』

委員 佐々木 尚子

父親の冷たい暴言にじっと耐え続けている子・母親が交際相手と会っているため毎晩菓子パンで空腹を満たしては一人眠りにについている子・母親のリストカットを介抱している子・学校には、胸がズキリと痛むような状況の中で、それでも現実を小さな体で必死に受け止めながら、生活している子がいます。

私は就職したときから、職業の拠点を医療機関に置いています。病院に来ざるを得ない、いわば「最も深刻な子どもたち」と関わっている自負もありました。ところが、スクールカウンセラーを兼務し、実際に学校に出向いて、この概念は変わりました。病院に来る子どもたちには、心身のSOSに気づき、「なんとかしよう」と子のために動いてくれた家族がいます。これがまず一步、実は恵まれた環境なのだと気づかされました。

本当に深刻な子どもたちは、「怖いよ」「寂しいよ」「助けてよ」とSOSの発信も出来ないまま、今日も教室で過ごしているはずです。

「もっと子どものことを考えられないのか」。親を責めることで解決するのであれば、叱責するのもいいでしょう。でも大抵親自身も重い人生を背負っていて身動きがとれない現実があります。「もっと教員がちゃんと動けば」。何でもかんでも押し付けられて疲弊している教員に、これ以上の負担を強いることが妥当だと考える人は、本当にいるのでしょうか。悲惨なニュース後のコメンテーターのように、「一体何をやってたのだ?」「何故丁寧に対処できない?」「許せない」と、福祉や社会の不備や、誰かの未熟さを、責めて嘆いて済ませられるなら、こんなに楽なことはありません。でも、それだけでは、今苦しんでいる子どもには、何もしていないのと同じです。

「(自分以外の)“誰か”が悪いのだ」と逃げてしまわない。今ここで生きている目の前の子どもと、生身の自分が向き合う。大きなことは出来ないけれど、何も出来ないわけじゃない。それを探しやり遂げること、それが私の仕事だと思っています。

あるところに、過去に学校で壮絶ないじめに遭っていた男の子がいました。当時は、家族も学校も手が施せなかったそうです。それでも男の子は、毎日学校に通い続けたと言うのです。「どうして?」の私の問いに男の子は答えます。「毎朝登校中に会う、シルバー交通安全のおばさんとお話するのが楽しかったから」。学校を休んでしまったら、そのおばさんに会えなくなってしまう。…たかだか1日数分のやりとり、だけどその、おばさんと過ごす、かけがえのない数分間が男の子を支え、その日一日踏ん張る力を与えていたのだと知りました。

ただそこにいてくれる、ただ笑顔で会話してくれる、その存在に救われ生きる勇気を得る、ということが実際に起こりうるのです。辛い辛い現実にはさらされていて、誰にもその解決など出来ないような状況であっても、その子の心に届く、温かな存在が1人でもいてくれたなら…きっと大丈夫。だったら「その1人」に「私」がなれますように。時にそんな覚悟で子どもの声に耳を傾けます。

徒然に思うこと・・・

委員 野見山 ナオミ

近年、こどもが巻き込まれている多種多様な出来事（事件）を見聞きするたびに、「今のこの複雑な時代を生きる子どもたちは、本当によく頑張っているな・・・、大人がしっかりしていなくてごめんなさい」という気持ちになります。

「仕事」という場面で、生まれて数か月の赤ちゃんに会う機会も比較的多いのですが、どの子もみんな屈託のない笑顔をし、濁りのない真っ直ぐなキラキラした瞳で見つめてくれます。

「どうか、幸せな人生でありますように・・・」と願わずにはいられない笑顔です。

「どの子もみな幸せになるために生まれてきている」という事実を実感し、過去から現在、未来に亘るまで「こどもが本来持っている純粋さや希望」は何も変わってはいない、変わらないものなのだと痛感します。

どうして？いつから？・・・、こんなにも、子どもが子どもらしく生きられない世の中になってしまったのでしょうか。

子どもを利用して自己の欲望を満足させようとする大人が増え、子どもの成長を支え、見守るとしての大人としての自覚（役割）をもって子どもと適切に関わろうとする大人が減少しているとしか思えないような事件が後を絶ちません。

身体的・精神的・性的虐待や暴力、ネグレクト、学校や社会体育の場等で起きている教師や講師からの言葉による精神的暴力や身体的・性的暴力、出会い系サイト等で子どもをだまし、子どもの弱み（寂しい気持ちや、自暴自棄な気持ち、生活のためにお金が必要等）に付け込んで援助交際をさせたり詐欺の片棒を担がせたり等々、どれもみな大人が子どもを利用し、大人の勝手な都合（言い分）で起きている事件です。

大人から暴力的扱いを受けた子どもは、当然、気持ちがとげとげしくなり、自分より弱い誰か、例えば、自分より力が弱いだらうと感じ取っている同級生や下級生、妹や弟、もしくは彼氏や彼女に八つ当たりをしたくなります。それが「いじめ」であり、「デートDV」、支配⇄被支配の関係です。

大人が変われば、子どもも変わる 子どもが変われば、未来が変わる

もう一度この当たり前の、とても大切なことを思い出して、私たち大人が心から反省し、「今、何をしなくてはいけないのか、何をしてはいけないのか」を真剣に考えなくてはいけないのだと思います。

大人の都合で子どもを振り回すことは、もう止めにしたいです。

子どもが過ごす家や、所属している学校やクラス、部活動等の場で、親や教師、クラスメイトや部活の仲間等に受け入れられていると感じられれば、そこが安心・安全の基盤となり、子どもの情緒は安定します。自ずと自己肯定感・自己尊重感が生まれてきます。

そんな当たり前であるはずの、（こころの）居場所を整えていくこと、それが「今」、大人が早急にやらなくてはいけないことなのだと、私は思います。

でも、私たち大人自身に安心・安全な心の居場所が整っていなければ、子どもの（こころの）居場所を作ることはできません。

大人も社会の中で、理想と現実の間を葛藤し、理不尽にも耐えながら生きています。

ですから、大人であっても子どもであっても、しんどいことがあったら、是非、信頼できそうな大人に「ちょっと話したいことがあるんだけど・・・」って声を掛けてほしいです。

「信頼できそうな人、安心できる人って、誰だろう？」って「顔」を思い浮かべて、名前を書き出してみるのも良いかな・・・と思います。

自分の安心感・安全感を取り戻すために、どうか1人で頑張らないで、安心できる誰かと一緒に話しながら、気持ちを整理して行って頂きたいです。

自分の気持ちにゆとりができれば、他の人（子ども）にも優しい気持ちになれますものね。自然と穏やかな声、優しい言葉が出てきます。

大人が変われば、子どもも変わる 子どもが変われば、未来が変わる

子どもが心身共に健やかに成長していくためには、私たち大人が変わらなくてはいけないのだと強く思っています。

【資料】

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

平成 26 年 7 月 10 日

条例第 32 号

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例をここに公布します。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 子どもに対する人権侵害の救済等（第 18 条・第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条・第 21 条）

附則

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育ててきた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいう。

(1) 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援（以下「子どもへの支援」という。）

(2) 子どもの育ちを支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもに、授業の終了後等に適切な遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念（第6条及び第17条において「基本理念」という。）にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

第9条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

第10条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

第11条 県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもが安心して過ごせる場の整備)

第12条 県は、児童館その他の子どもが安心して遊び又は生活することができる場の整備の促進に努めるものとする。

(人権教育の充実)

第13条 県は、人権教育の充実に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第14条 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消をするため、市町村等による保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校関係者等に対する支援)

第15条 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮して講ずるものとする。

(関係者による連携協力の推進)

第16条 県は、関係者による子ども支援に関する情報の交換の場における助言等の支援その他の関係者相互の連携協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(相談機関の周知等)

第17条 県は、子どもに関する相談に応ずる機関及び子ども支援のための施策について、子ども及び保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

第18条 いじめ、体罰等による人権侵害(以下この章において「人権侵害」という。)を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。

3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。

4 長野県子ども支援委員会は、前2項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(長野県子ども支援委員会)

第19条 子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて子どもに対する人権侵害に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 雑則

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表するものとする。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項（総合窓口の設置に係る部分に限る。）及び第3章並びに次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年3月規則第23号で、同27年4月1日から施行)

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則をここに公布します。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年長野県条例第 32 号。以下この条及び次条において「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議しない場合)

第 2 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て採った同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置（同法第 28 条第 2 項ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て期間を更新した場合の当該措置を含む。）に関する場合又は当該承認を求め現に家事審判の手続きが行われている場合

(2) 判決等により確定した権利関係に係る事案に関する場合又は判決等を求め現に事案が裁判所に係属している場合

(3) 条例に基づく長野県子ども支援委員会（以下「委員会」という。）の行為に関する場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、調査審議することが適当でないと委員会が認める場合

(会長)

第 3 条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第 4 条 特別委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

長野県子ども支援センター
長野県子ども支援委員会

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県県民文化部こども・家庭課内

【相談窓口】

子ども専用相談ダイヤル	0800-800-8035
大人用相談電話	026-225-9330
F A X 相 談	026-235-7390
E メ ー ル 相 談	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

【お問い合わせ】 こども・家庭課 こども福祉係

電話 026-235-7099
FAX 026-235-7390